

(案)

皆様からのご意見をお待ちしています！

第7期京都市民長寿すこやかプラン (案)

京都市高齢者保健福祉計画
京都市介護保険事業計画

(平成30年度～32年度)

中間報告



平成29年12月



京都市

目 次

第1章	はじめに	1
1	プランの位置付け	
2	プランの計画期間	
第2章	高齢者を取り巻く状況	2
1	第1号被保険者数の推移と今後の推計	
2	要支援・要介護認定者数の推移と今後の推計	
3	認定率の推移と今後の推計	
4	介護サービスの利用者数の推移	
5	認知症高齢者数の推移と今後の推計	
6	保険給付費の推移	
第3章	第6期プランの取組状況	6
第4章	第7期プランの計画体系	7
1	平成37（2025）年の高齢者の姿と目指すべき地域包括ケアの姿	
2	第7期プラン策定にあたっての課題と方向性	
3	基本理念，重点取組	
第5章	第7期プランの重点取組ごとの主な施策・事業	9
第6章	介護サービス量の推計	21
1	第1号被保険者数の推計	
2	要支援・要介護認定者数の推計	
3	施設・居住系サービスの利用者数の推計及び整備等目標数の設定	
4	居宅系サービスの利用量の推計	
5	地域支援事業の事業量の見込み	
《参考》	第1号被保険者の介護保険料	27

第1章 はじめに

1 プランの位置付け

「京都市民長寿すこやかプラン」は、本市における高齢者保健福祉施策の総合的な推進と介護保険事業の円滑な運営を目的として、老人福祉法に策定が規定されている「高齢者保健福祉計画」と、介護保険法に策定が規定されている「介護保険事業計画」の2つの計画を一体的に策定するものです。

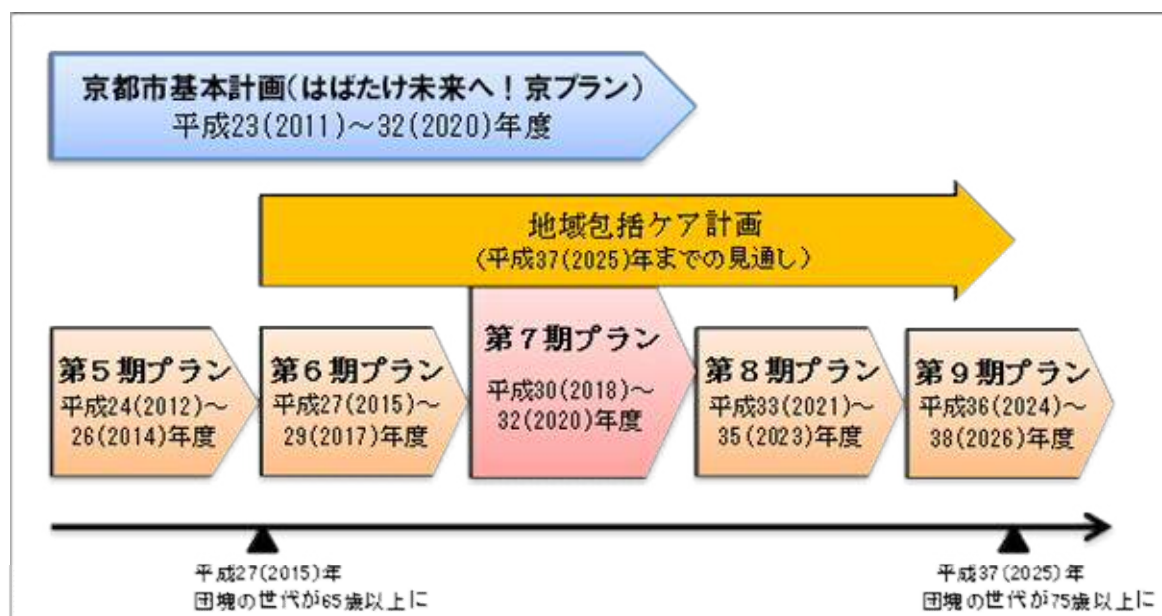
なお、第7期京都市民長寿すこやかプランは、21世紀の京都のまちづくりの方針を理念的に示す長期構想である「京都市基本構想」(平成13年から25年間)に即し、また、基本構想の具体化のために全市的な観点から取り組む主要な政策を示す「京都市基本計画」(平成23年から10年間)の分野別計画の一つとして策定し、各分野別計画(京都市民健康づくりプラン、京(みやこ)地域福祉推進指針等)との十分な連携の下に推進していきます。

2 プランの計画期間

第7期プランの計画期間は、平成30年度から32年度までの3年間です。

「京都市民長寿すこやかプラン」は、第6期プランから「地域包括ケア計画」として位置付け、「団塊の世代」が75歳以上の後期高齢者となる平成37(2025)年を見据え、「京都市版地域包括ケアシステム」の構築に向けた取組を進めています。

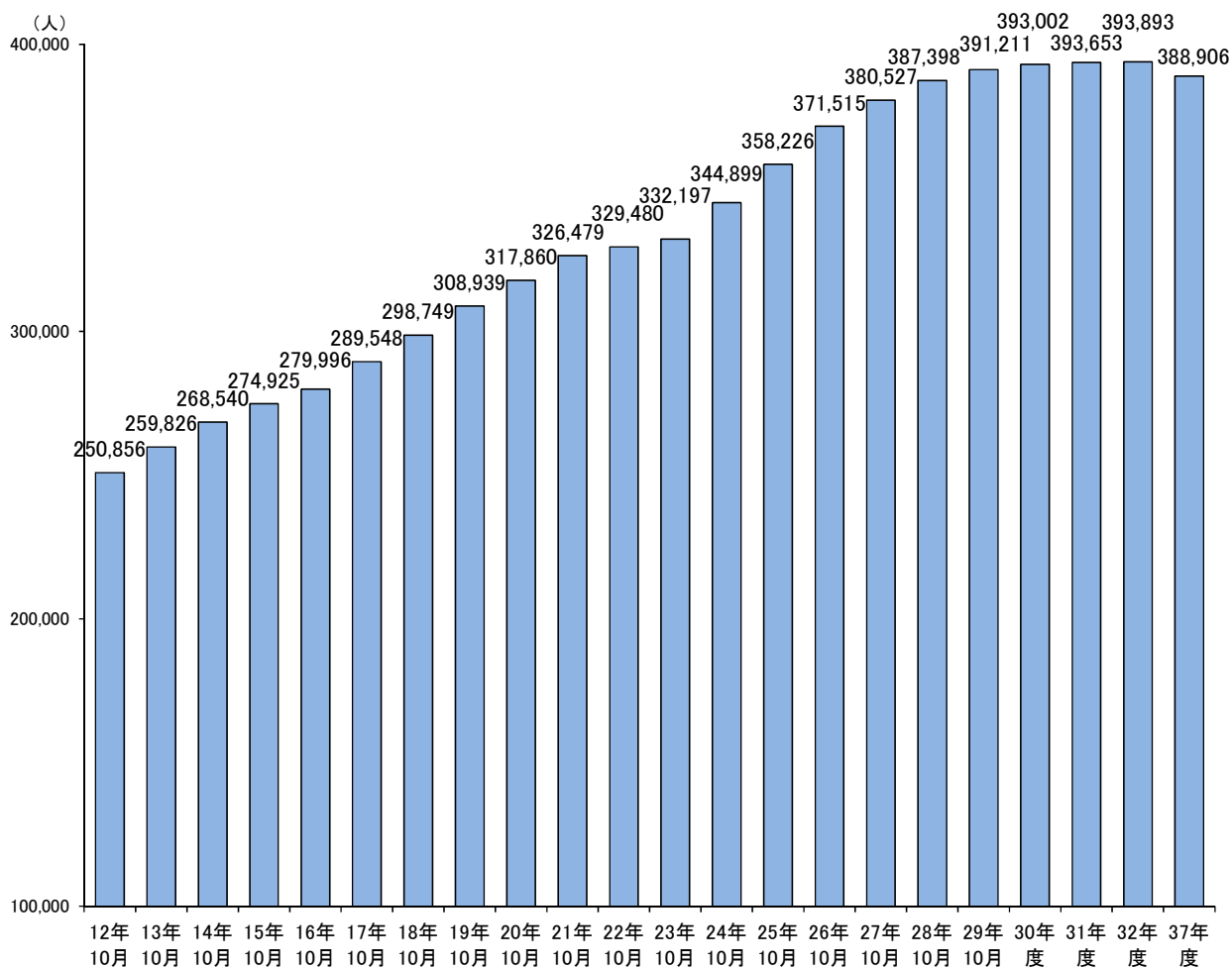
引き続き、中長期的な視野に立って各施策を展開し、「京都市版地域包括ケアシステム」の深化及び「健康長寿のまち・京都」の実現に向けた取組を推進していきます。



第2章 高齢者を取り巻く状況

1 第1号被保険者数の推移と今後の推計

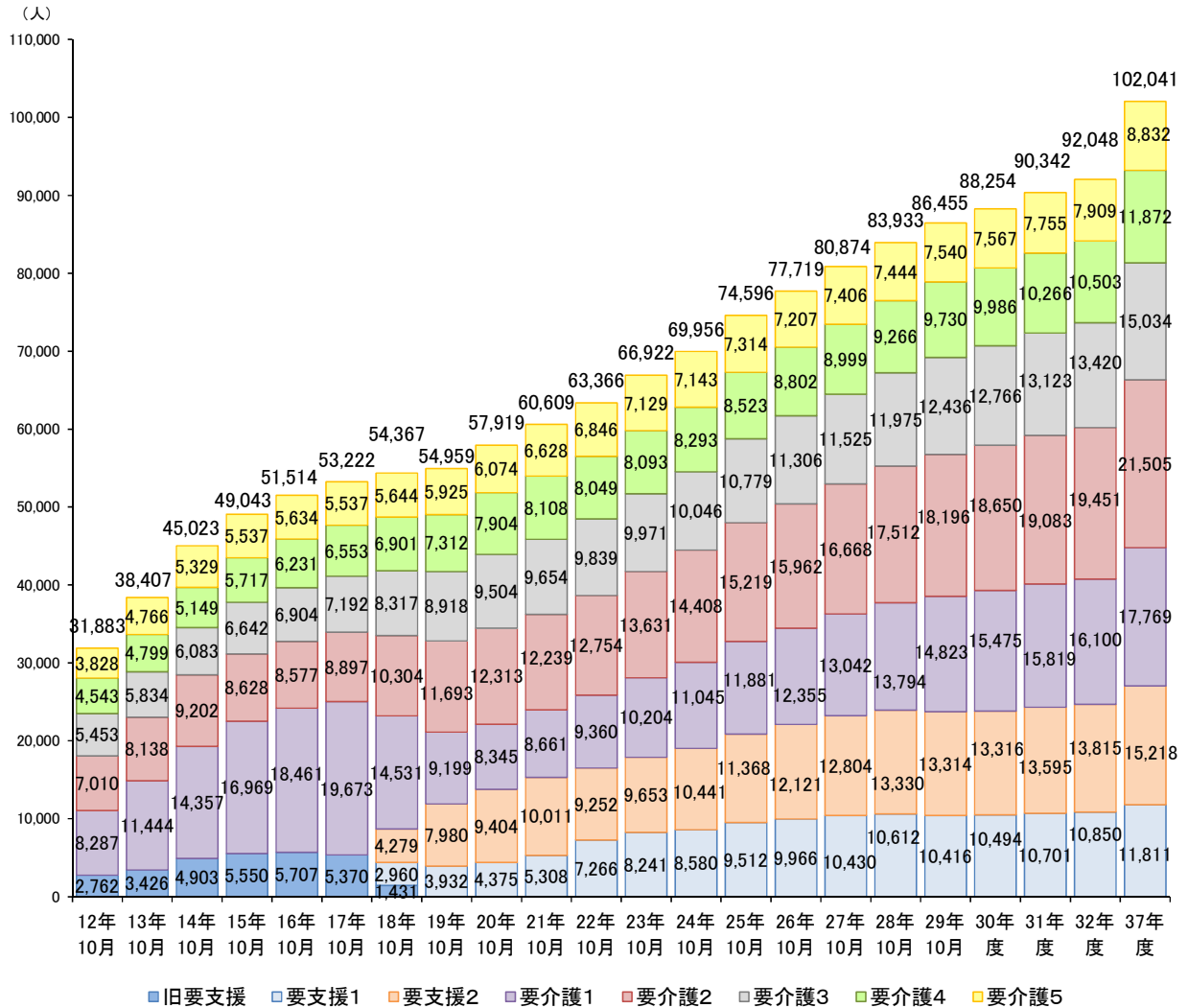
本市の第1号被保険者数は、平成29年10月現在で391,211人となっており、介護保険制度創設当初の平成12年10月時点と比べ、約1.6倍となっています。



注：平成30年度以降は、住民基本台帳人口の推移に基づき京都市保健福祉局介護ケア推進課において推計しており、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成25年3月）」の本市の推計人口（高齢者人口）と一致しない

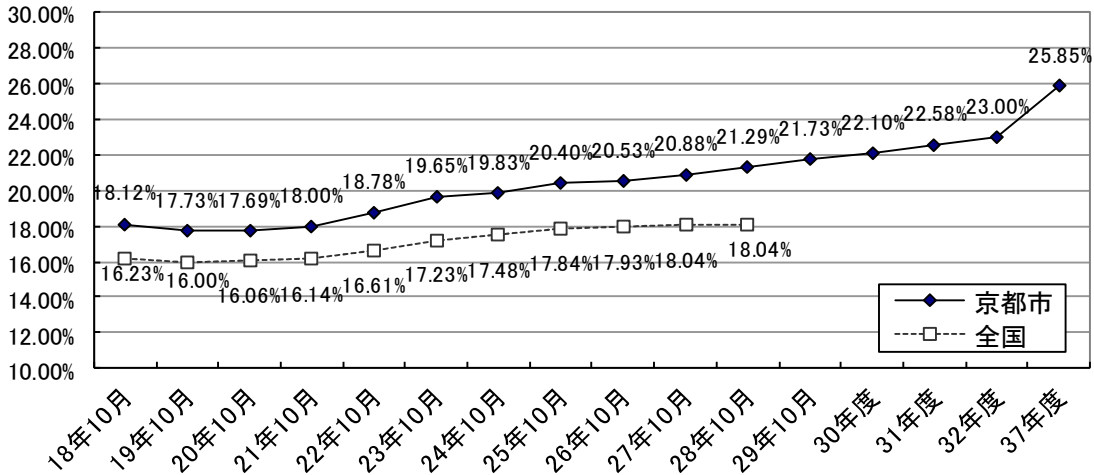
2 要支援・要介護認定者数の推移と今後の推計

本市の要支援・要介護認定者数は、平成29年10月現在で86,455人となっており、介護保険制度創設当初の平成12年10月時点と比べ、約2.7倍となっています。



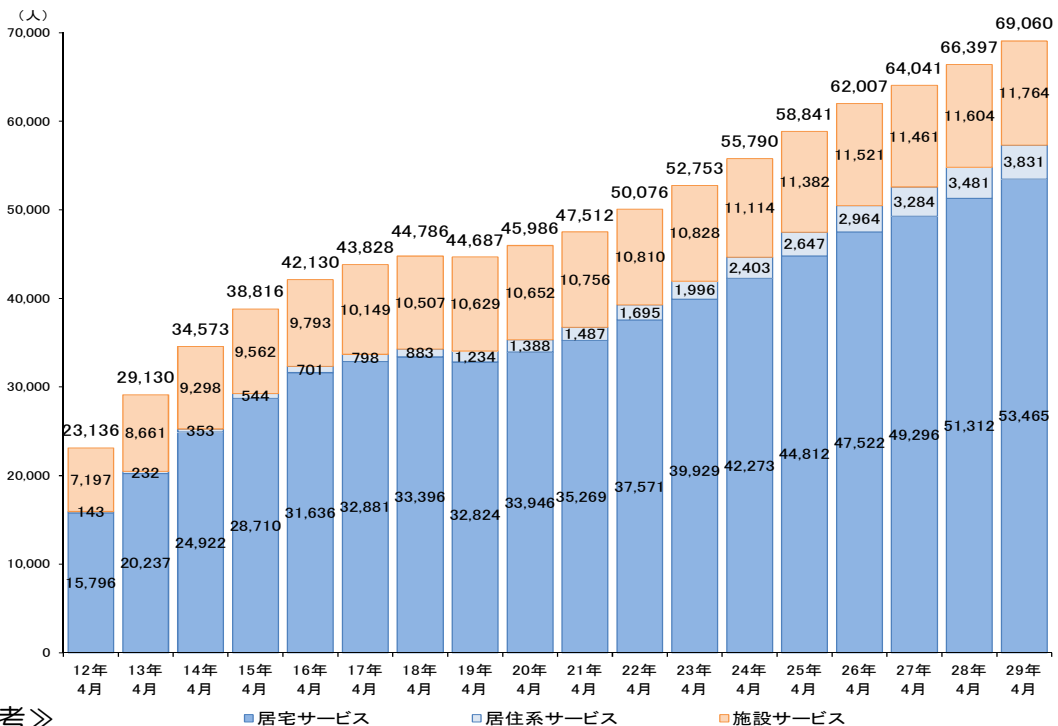
3 認定率の推移と今後の推計

第1号被保険者数に占める要支援・要介護認定者数の割合である認定率は、平成29年10月現在で、21.73%となっています。



4 介護サービスの利用者数の推移

利用者数は、特に「居宅系サービス利用者数」及び「居住系サービス利用者数」の伸びが大きく、平成12年4月と比べ、平成29年4月の「居宅系サービス利用者数」については約3.4倍、「居住系サービス利用者数」については約26.8倍となっています。



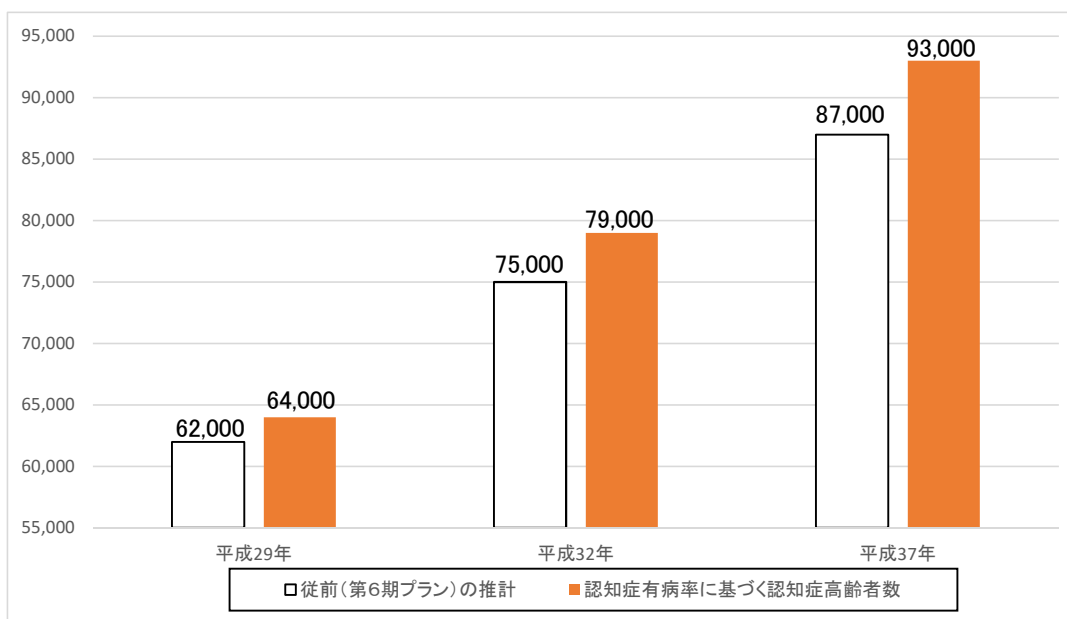
《参考》

サービス種別	内容
居宅系サービス	訪問介護（ホームヘルプサービス）や通所介護（デイサービス）など、在宅で利用することができるサービス
居住系サービス	認知症高齢者グループホームなど、入居者が在宅に近い環境で受けることができるサービス
施設サービス	介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）など、施設に入所して受けることができるサービス

5 認知症高齢者数の推移と今後の推計

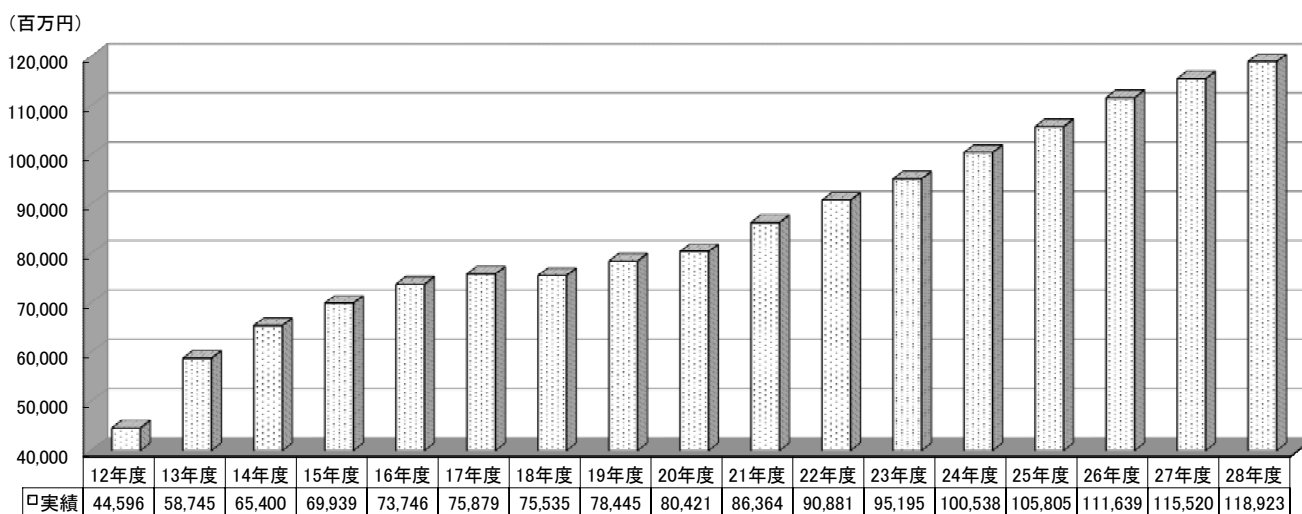
「日本における認知症の高齢者人口の将来推計に関する研究（平成 26 年度厚生労働科学特別研究事業）」による高齢者の年齢別認知症有病率（※）に基づく試算では、平成 37 年の本市における認知症高齢者数は約 93,000 人と推計されます。これは、日常生活圏域 76 地域（概ね中学校区数）あたりに換算すると、約 1,200 人となります。

※ 認知症高齢者数の推計は、男女別に 5 歳ごとの年齢階級別に推定された認知症有病率を用いています。（糖尿病等の影響により有病率が変化する推計に使用する有病率で算定しています。）



6 保険給付費の推移

本市の平成 28 年度の保険給付費実績は、118,923 百万円となっており、平成 12 年度と比べ、約 2.7 倍となっています。



第3章 第6期プランの取組状況

第6期プランに掲げた167の施策・事業（うち新規36項目、充実18項目）の全てに着手し、計画の推進を図ってきました。重点課題ごとの取組状況は、次のとおりです。

重点取組1 高齢者の生活を地域で支える仕組みづくりの推進

医療、介護等のあらゆる関係者が参画する支援ネットワークである「地域ケア会議」を軸に、「京都市版地域包括ケアシステム」の構築に取り組むとともに、認知症初期集中支援チームの設置をはじめとした認知症の早期発見・早期相談・早期診断に向けた取組、認知症の人とその御家族を支える取組等、増加する認知症高齢者に対応する取組を積極的に進めてきました。

重点取組2 生きがいくりと健康寿命の延伸に向けた健康づくり・介護予防の推進

高齢者の生きがいくりと健康づくり・介護予防にも役立てていただく取組を進めてきました。その一環として、総合事業の開始に合わせて、地域社会の幅広い支え手として活躍できるための仕組みづくりを進めてきました。

また、健康寿命を平均寿命に近づけるため、また要介護状態になっても状態が悪化しないよう維持・改善を図るため、健康教室や介護予防に資する運動教室等に取り組みました。

重点取組3 切れ目ない医療・介護・生活支援サービスの推進

医療・介護の連携を更に進めるため、在宅医療・介護連携支援センターの設置をはじめとする在宅療養支援等の取組を進めました。

また、「小規模多機能型居宅介護」等の要介護高齢者の在宅生活を支えるための居宅系サービスをはじめとした介護基盤の整備を進めました。

重点取組4 安心して暮らせる住まい・環境づくりの推進

高齢者のニーズに応じた住まいが安定的に供給されるよう、高齢者すまい・生活支援モデル事業の実施やサービス付き高齢者向け住宅等における適切なサービス提供のための指導の拡充など、高齢者が安心して暮らせる住まいづくりに取り組みました。

第4章 第7期プランの計画体系

「団塊の世代」が75歳以上の後期高齢者となる平成37（2025）年を見据え、第7期プランにおいても、第6期プランにおける「京都市版地域包括ケアシステム」の構築に向けた取組を継承し、既存事業を見直すとともに、地域包括ケアシステムの深化・推進及び健康長寿のまち・京都の実現に向けた取組を推進していきます。

1 平成37（2025）年の高齢者の姿と目指すべき地域包括ケアの姿

(1) 平成37（2025）年の高齢者の姿

- 高齢化率が30%を超える
- 後期高齢者の割合が上昇し、市民の5人に1人が後期高齢者となる
- ひとり暮らし高齢者世帯が増加する
- 要支援・要介護認定者数は約25,000人増加し、10万人を超える
- 認知症高齢者が増加し、約93,000人となる

(2) 平成37（2025）年の目指すべき地域包括ケアの姿

- 市民一人ひとりが、若いときから健康づくりの習慣を持ち、高齢期になっても介護予防に主体的に取り組み、趣味や特技等を通じて地域社会と積極的に交流している。
- 高齢者をはじめとした地域住民が、地域での様々な活動の担い手として活躍し、高齢者に対する日常生活支援など、地域の実情に応じた地域の支え合いの仕組みづくりができている。
- 地域において、高齢者の生活のニーズにあった住まいが提供されるとともに、適切な介護サービス利用により、高齢者がその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができている。
- 医療と介護をはじめとする多職種や地域住民、NPO等との協働により、医療・介護・生活支援サービスが一体的に提供できる体制が構築され、支援や介護が必要になっても、住み慣れた地域で最後まで自分らしい生活を送ることができている。

2 第7期プラン策定にあたっての課題と方向性

高齢者が可能な限り健康で自立した生活を継続できる環境づくり

本市では、健康寿命を延伸し、平均寿命に近づけるよう、健康づくりや介護予防に取り組んでいます。今後とも、高齢者が可能な限り健康で自立した高齢期を過ごしていただけるよう、自主的な健康づくりや社会参加のきっかけづくり、介護予防の普及啓発等に取り組んでいきます。

また、高齢者の自立支援や重度化防止を進めていくに当たっては、一人ひとりの状態に応じたサービスが提供できるよう適切なケアマネジメントが大切です。今後、自立支援や重度化防止に効果の高いケアマネジメントのノウハウを、リハビリテーション専門職を含む多職種の医療・介護関係者の参画を得て実施する事例検討により蓄積するとともに、このノウハウを全ての高齢サポート（地域包括支援センター）やケアマネジャーと共有し、その広がりや質の向上を図っていきます。

元気な高齢者をはじめとする地域住民が新たな支え手となる仕組みづくり

元気な高齢者が、支援を必要とされる高齢者や、子ども・若者支援の担い手となり、地域社会に貢献していくことは、高齢者ご自身の生きがいや自立した生活につながっていくとともに、世代を超えた交流によって地域力や地域の絆を深めていく大事な取組です。

地域で把握したニーズ等について、区の関係機関の参画を得て開催する「地域支え合い活動創出調整会議」において情報共有や連携を図り、地域貢献を希望される高齢者等の活動の場の創出や活動支援に結びつけ、充実を図っていきます。

認知症高齢者やひとり暮らし高齢者等が地域で暮らし続けられる支援の充実

高齢化が進展する中、住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、要援護高齢者への支援を充実していく必要があります。

本市では、認知症施策の充実に取り組んでいますが、認知症の早期診断・早期対応に向けた支援体制の構築を図り、認知症の方と家族を支える取組を総合的に進めます。

また、ひとり暮らし高齢者の方等が安心して暮らせるよう、地域ケア会議での協議を通じて地域課題の把握と対応を進めるとともに、地域の支え合いでは実施が困難な日常生活に関する課題（不要となった場合に家財整理等を支援するサービスなど）への対応については、全市的な仕組みづくりを進めます。

切れ目のない医療・介護・生活支援サービスの提供体制づくり

高齢者のその人らしい人生を支援していくためには、医療・介護をはじめとする多職種の協働により、最適な医療や介護を提供していくことが求められています。このため医療・介護の連携を更に進めていくとともに、在宅療養支援の取組を推進します。

また、要介護高齢者の在宅生活を支えるため、引き続き、中・重度者を支えるサービス（小規模多機能型居宅介護等）をはじめ、身近な地域における介護サービス基盤の充実を進めます。

3 基本理念、重点取組

基本理念

高齢者一人ひとりが、自らの意思に基づき、住み慣れた地域で、互いに支え合い、いきいきと健やかに暮らせる「健康長寿のまち・京都」をみんなで作る

基本理念を実現するため、次の4つの重点取組を掲げ、施策・事業を総合的に推進します。

【重点取組1】 健康寿命の延伸に向けた健康づくり・介護予防の推進

【重点取組2】 地域で支え合う地域共生のまちづくりの推進

【重点取組3】 安心して暮らせる住まい環境の確保と介護サービス等の充実

【重点取組4】 切れ目のない医療・介護・生活支援サービスの提供体制の強化

第5章 第7期プランの重点取組ごとの主な施策・事業

【重点取組1】健康寿命の延伸に向けた健康づくり・介護予防の推進

《主な施策・事業》

1 健康づくり・介護予防の取組の推進

(1) 介護予防の取組の推進

- 地域介護予防推進センター等による地域における自主的な介護予防の取組への支援《**充実**》
- 地域における身近な通いの場（健康長寿サロン、公園体操、運動を目的とした自主グループ等）の拡充に向けた、立ち上げ支援、運営支援及び情報発信の推進《**充実**》
- リハビリテーション専門職による地域における介護予防活動等への支援の推進《**新規**》
- 高齢サポート（地域包括支援センター）における介護予防ケアマネジメントの実施
- 多職種連携によるケアマネジメント支援の充実《**充実**》
- 生活習慣病の重症化予防と介護予防の連携促進《**新規**》
- 介護予防・日常生活支援総合事業における訪問型サービス及び通所型サービスの円滑な実施
- 介護予防・日常生活支援総合事業の評価の実施
- 地域介護予防推進センター等におけるフレイル（※）対策を含む介護予防の普及・啓発
- 保健福祉センター、地域介護予防推進センター、その他関係機関による運動機能の向上、栄養改善、口腔機能の向上等に関するフレイル対策を含む介護予防のための教室や相談等の実施

※ 「フレイル」とは、日本老年医学会が提唱している概念で、日常生活上で自立した健康な方が要介護状態に至る間に、心身の活力が弱ってきた状態です。この状態の方は、適切な対応により、健康な方向へ戻すことができることから、こうした状態の方へのアプローチ、対策が重要となります。

【数値目標】

目標指標	平成29年度（7月末）	平成32年度
通いの場の箇所数	804箇所	950箇所※

※ 健康長寿サロン及び介護予防活動を行う自主グループについて、それぞれ元学区に概ね2箇所の設置を目標とする。これに、健康づくりサポーターの活動等の上記以外の通いの場を加えた950箇所を32年度の目標とする。

目標指標	平成29年度（9月末）	平成32年度
スポーツ関係のグループやクラブに週1回以上参加している方の割合	15.6%※	上昇

※ 平成28年度すこやかアンケート（高齢者調査）に基づく。

目標指標	平成29年度（9月末）	平成32年度
介護予防ケアマネジメント指導者養成研修（仮称）修了者を配置している高齢サポート数	— 箇所	50箇所※ ¹
ケアプランの事例検討を月1回以上実施している高齢サポート数	— 箇所	39箇所※ ²

- ※1 29年度中に開始し、29・30年度は各区・支所単位で各1名（計14名×2年）、31、32年度は各区単位で各1名（計11名×2年）の高齢サポート職員に研修を受講いただき、計50箇所（計50人の修了者）を32年度の目標とする。
- ※2 ※1の修了者が、修了翌年度から事例検討を本格実施するものと想定し、計39箇所を32年度の目標とする（計14名×2年+計11名×1年）。

目標指標	平成29年度（9月末）	平成32年度
認定率（第1号被保険者数に占める要支援・要介護認定者数の割合）	21.73%	平成32年の推計値（23.00%）を下回る。

《主要項目の解説》

多職種連携によるケアマネジメント支援の充実

自立支援、疾病の重症化予防、介護予防に繋げるためには、ケアマネジメントが重要です。また、ケアマネジメントを行うにあたり、個別性を尊重し、サービスの多様化に対応するにはより広い視野と専門性が求められます。このため、ケアマネジメント支援において、多職種の専門職（リハビリテーション専門職等）から多角的な助言が出来るよう、医療・介護関係者の参画を得て、要支援者に対するケアプランの事例検討に取り組み、ケアマネジメントの質の向上に取り組みます。

【コラム】介護が必要になった要因は？（平成28年度すこやかアンケート調査より）

	運動器機能等の低下				生活習慣病等				その他				
	高齢による衰弱	骨折・転倒	関節疾患	脊椎損傷	心臓病	糖尿病	脳卒中	腎疾患	視覚・聴覚障害	がん	呼吸器疾患	認知症	パーキンソン病
要支援	17.2%	12.9%	8.4%	7.6%	10.8%	9.1%	8.6%	1.8%	6.3%	5.4%	5.2%	4.3%	2.4%
	46.1%				30.2%				23.6%				
	高齢による衰弱	骨折・転倒	関節疾患	脊椎損傷	脳卒中	糖尿病	心臓病	腎疾患	認知症	視覚・聴覚障害	がん	呼吸器疾患	パーキンソン病
要介護	13.9%	13.0%	6.7%	4.8%	16.1%	7.8%	7.8%	2.0%	10.3%	5.0%	4.7%	4.3%	3.6%
	38.5%				33.7%				27.9%				

介護が必要になった要因として、運動器機能の低下や生活習慣病に関するものが多くなっています。介護が必要な状態にならないよう、運動を積極的に行ったり、外出の機会を確保するとともに、バランスの取れた食事、お口の手入れ等、生活習慣病の予防に取り組むことが大切です。

また、身近な地域に通いの場があることが、地域の顔なじみの関係の中での主体的で継続的な運動や外出につながることから、地域支え合い活動創出コーディネーター、地域介護予防推進センター、高齢サポート等による立ち上げ支援、運営支援、情報発信等を通じて広く通いの場の充実を進め、運動器機能の向上を図ります。併せて、ケアマネジメントの質の向上に取り組み、栄養や口腔の視点も含めた自立支援を行います。これらの取組の結果として認定率の伸びの抑制を図ります。

(2) 健康づくりの取組の推進

- 「健康長寿のまち・京都市民会議」と連携した市民ぐるみの健康づくりの取組の推進《**充実**》
- 保健福祉センターによる地域における健康づくりへの支援《**充実**》
- 健康長寿のまち・京都いきいきポイントの推進《**充実**》
- 健康長寿のまち・京都いきいきアプリ（仮称）の活用促進《**充実**》
- みんなの健康づくり表彰制度（仮称）の構築《**新規**》
- フレイル対策の観点からの健康づくりの取組《**新規**》
- ロコモティブシンドローム予防などの推進
- 口腔機能の低下予防及びオーラルフレイル対策の推進《**新規**》
- 誤嚥性肺炎などの疾病予防や生活の質の向上につながる口腔ケアの推進
- 保健福祉センター等における健康づくりサポーター等の育成の推進
- 地域での食育活動を推進する食育指導員の養成及び活動支援
- がん検診等の各種健診の実施
- 後期高齢者歯科健康診査の実施《**新規**》
- 特定健康診査・後期高齢者健康診査の実施
- 高齢者のこころのケアの推進
- インフルエンザ及び肺炎球菌予防接種の実施
- 健康長寿のための公園づくり（健康遊具の設置）の推進
- 健康寿命の延伸に向けた新産業の創出（健康寿命の延伸に資する製品開発等の支援）

《主要項目の解説》

口腔機能の低下予防及びオーラルフレイル対策の推進

フレイル(全身の虚弱)対策の一環として、口腔機能(噛む、飲み込むなど)の重要性及びオーラルフレイル(口腔機能の虚弱)の普及啓発を図るとともに、後期高齢者歯科健診事業と連携し、オーラルフレイルの早期発見と対策の促進に取り組みます。

※「オーラルフレイル(口腔の虚弱)」が起こると、食べることなどの機能が低下し、「フレイル(全身の虚弱)」につながることから、早期の対策が重要です。

2 就労支援・担い手づくりと社会参加の推進

(1) 就労支援・担い手づくりの推進

- シルバー人材センター事業の推進
- 支え合い型ヘルプサービス従事者養成研修の実施及び研修修了者への支援
- 地域支え合い活動入門講座の実施
- 地域支え合い活動創出コーディネーターによる担い手支援

【数値目標】

目標指標	平成29年度(9月末)	平成32年度
ボランティアのグループに参加している方の割合	13.5%*	上昇

※ 平成28年度すこやかアンケート（高齢者調査）に基づく。

目標指標	平成29年度(9月末)	平成32年度
支え合い型ヘルプサービス従事者養成研修修了者数（累計）※ ¹	615人	1,450人※ ²

※¹ 平成27年度京都市高齢者支え合い活動創出モデル事業における担い手養成講座の修了者数を含む。

※² 平成29年度末の見込値から加えて、毎年度200人ずつの養成を目標とする。

目標指標	平成29年度(9月末)	平成32年度
地域支え合い活動入門講座修了者数（累計）	456人	1,050人*

※ 平成29年度末の見込値から加えて、毎年度150人ずつの養成を目標とする。

《主要項目の解説》

支え合い型ヘルプサービス従事者養成研修の実施及び研修修了者への支援

総合事業における支え合い型ヘルプサービスの充実に向け、従事者養成研修を引き続き実施するとともに、研修修了者が安心して実際の高齢者への支援に従事できるよう、事業所内での従事者同士の情報交換や研修等の取組事例を示し、事業所に対して実施を働きかけます。

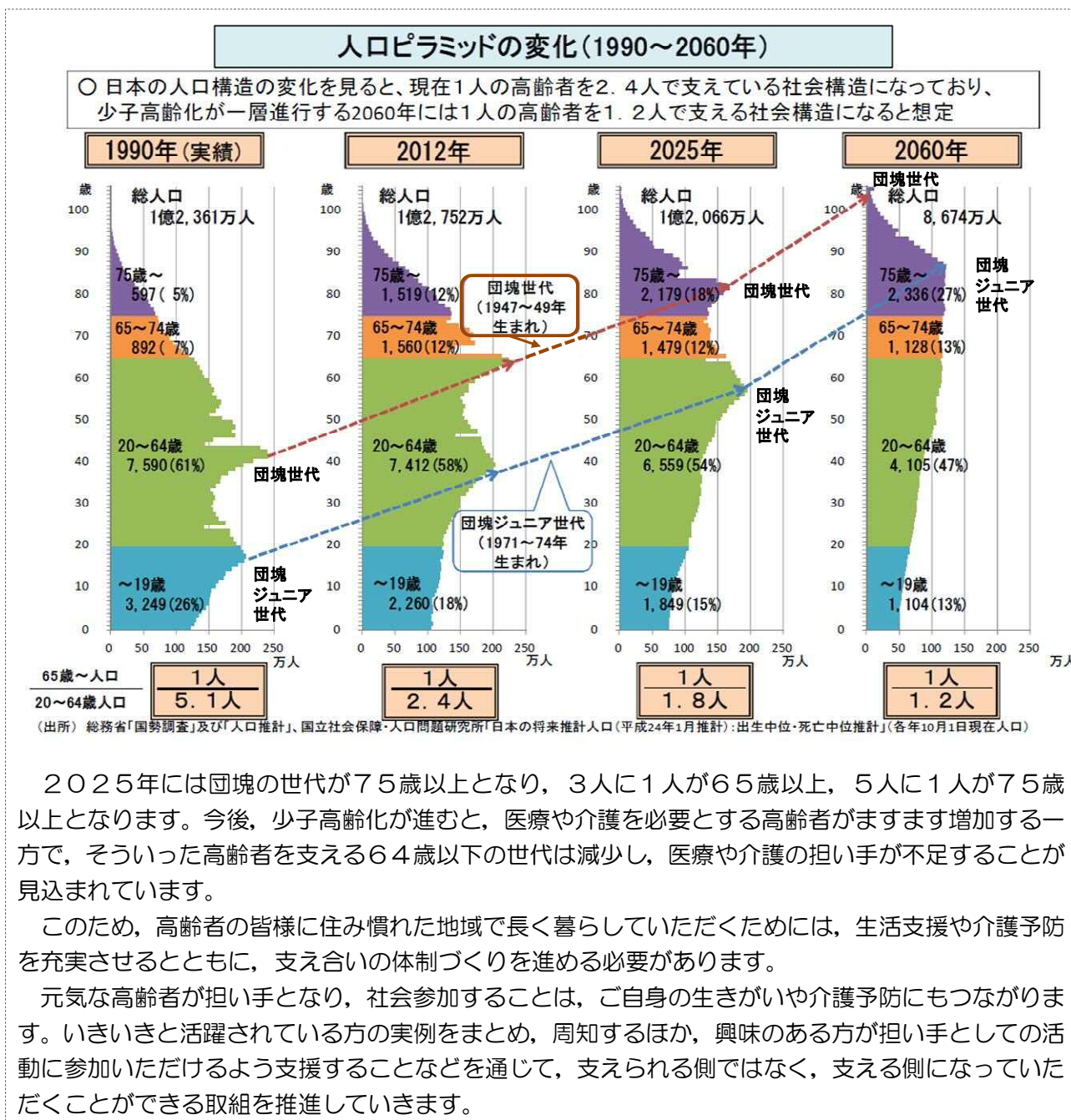
地域支え合い活動入門講座の実施

地域全体で多様な生活支援サービス等の提供体制の推進を図るため、各区単位でボランティア等の社会活動や高齢者の生活支援に関する基本的知識を学ぶ講座を開催し、高齢者をはじめとする市民の社会参加への興味・関心を高め、実際に活動を始められるよう支援を行います。

(2) 社会参加の取組の推進

- 市民すこやかフェアの開催、ねんりんピックへの代表団派遣、敬老乗車証の交付等による高齢者の社会参加促進に向けた事業の実施
- ICカード化を前提とする新たな敬老乗車証の制度構築
- 老人福祉センター、健康すこやか学級等の運営による身近な地域での活動等の場の提供
- 高齢者の趣味活動に関するサークルの活動支援と情報提供
- すこやかクラブ京都の三大運動（健康づくり・介護予防活動、在宅福祉を支える友愛活動、奉仕活動）等の推進
- すこやかクラブ京都の活性化《充実》

【コラム】今後の人口ピラミッドの変化と対応について



【重点取組2】地域で支え合う地域共生のまちづくりの推進

《主な施策・事業》

1 地域で支え合う体制の構築と意識の共有

(1) 地域における日常生活支援の充実

- 地域支え合い活動創出コーディネーターの活動や地域支え合い活動調整会議での協議などによる、地域特性や地域課題に応じた多様な主体による生活支援サービス（移動販売、サロンの設置など）の創出
- 地域支え合い活動創出コーディネーターによる生活支援ニーズと地域資源とのマッチングの推進
- 「健康長寿支え合いネット」の運営等による生活支援サービスの情報提供

【数値目標】

目標指標	平成29年度（7月末）	平成32年度
地域支え合い活動調整会議実施回数（累計）	38回	742回*

※ 平成29年度末の見込値から加えて、各区・支所単位で年13回の開催を目標とする。

（2）地域での相談・見守り体制の充実

- 高齢サポートによるひとり暮らし高齢者全戸訪問事業の推進
- 地域における見守り体制の充実
- 民生委員・児童委員，老人福祉員，社会福祉協議会等による相談活動の推進
- 高齢・障害外国籍市民福祉サービス利用サポート助成事業の実施
- 地域あんしん支援員による支援の推進
- 福祉ボランティア活動への支援による福祉の担い手としての市民参加の促進
- 社会福祉協議会による地域福祉活動への支援
- 長寿すこやかセンター等による介護家族が集まって交流や情報交換をする場の情報提供
- 様々な広報媒体を活用した高齢者保健福祉サービスの情報提供
- 避難行動要支援者名簿の活用による災害時の避難支援体制の確保
- 防火・防災・救急に関する研修による安心アドバイザーの養成

（3）世代を超えて支え合う意識の共有

- 市民すこやかフェアをはじめとする各種イベント等における世代を超えた交流機会の拡大
- 世代を超えて交流を図るネットワークづくりの促進
- 福祉教育・ボランティア学習の推進
- 敬老記念品贈呈事業の実施

2 認知症の方を含む高齢者にやさしい地域づくり

（1）権利擁護の推進

- 地域の支え合いでは実施が困難な日常生活に関する課題に対応する施策の検討（家財整理等）《新規》
- 長寿すこやかセンター等による「人生の終い支度」に関する知識の普及・啓発の促進《充実》
- 権利擁護に関する制度の周知・広報及び相談事業の推進
- 高齢者虐待の早期発見・早期対応など区役所・支所と高齢サポートを中心とした関係機関の連携・協力によるチーム対応
- 成年後見支援センターにおける成年後見制度の普及・啓発及び市民後見人の養成
- 成年後見利用促進計画の策定《新規》
- 日常生活自立支援事業の推進
- 虐待に関する周知・啓発，研修会等の実施
- 虐待等の緊急時に一時避難ができる場所の確保

【数値目標】

目標指標	平成29年度（9月末）	平成32年度
成年後見センターへの相談件数（累計）	4,376件	7,673件※

※ 平成29年度末の見込値から加えて、単年度件数の毎年度3%増加を目標とする。

(2) 認知症の方を地域で見守る施策の推進

- 認知症への理解を深めるための知識の普及や啓発《充実》
- 認知症高齢者の行方不明対応の仕組みの運用
- 長寿すこやかセンター等による認知症に関する相談事業の推進
- 認知症の方の介護者への支援の推進
- 市民のための認知症をはじめとした介護講座の実施
- 認知症カフェの設置促進《充実》
- 京都市版認知症ケアパスの普及・啓発
- 認知症あんしん京（みやこ）づくり推進事業の実施
- 認知症医療体制の整備《充実》
- 認知症疾患医療センターをはじめとする関係機関の連携の推進《充実》
- 市内への認知症疾患医療センター（地域型）の設置《新規》
- 認知症初期集中支援チームの設置など認知症の初期段階での対応《充実》
- 若年性認知症施策の推進
- 保健福祉センター保健師による認知症の方がいる世帯への訪問指導の実施

【数値目標】

目標指標	平成29年度（9月末）	平成32年度
認知症サポート医養成者数（累計）※ ¹	49人	100人※ ²

※¹ 認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）の数値目標改訂を踏まえ、本市の数値目標についても上方修正する。

※² 平成29年度末の見込値から加えて、毎年度概ね13人の養成を目標とする。

目標指標	平成29年度（9月末）	平成32年度
認知症サポーター養成者数（累計）※ ¹	94,218人	144,000人※ ²

※¹ 認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）の数値目標改訂を踏まえ、本市の数値目標についても上方修正する。

※² 平成29年度末の見込値から加えて、毎年度概ね13,000人の養成を目標とする。

目標指標	平成29年度（9月末）	平成32年度
認知症初期集中支援チーム設置数	3箇所	全市展開※

※ 平成30年度以降できるだけ早期の全市展開を目指す。

《主要項目の解説》

認知症初期集中支援チームの設置など認知症の初期段階での対応

認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で暮らし続けられるよう、認知症が疑われる人やその家族に早期に関わり、訪問活動による情報収集やアセスメント、本人・家族等への心理的サポート、受診勧奨や医療・介護サービスに至るまでの支援などを実施する「認知症初期集中支援チーム」を設置し、早期診断・早期対応に向けた支援体制の構築を図ります。

【重点取組3】安心して暮らせる住まい環境の確保と介護サービス等の充実

《主な施策・事業》

1 安心して暮らせる住まい環境づくりの推進

- 京都市居住支援協議会における高齢者すまい・生活支援事業の実施《**充実**》
- 民間住宅に円滑に入居するための支援（高齢者の入居を拒まない「すこやか賃貸住宅」登録制度の普及促進等）
- 多様な住まいについての情報提供
- 安心して暮らし続けるためのバリアフリー化改修支援
- 専門家による高齢者の状態に応じた住宅リフォーム等への支援
- 長寿すこやかセンターによる福祉用具に関する相談の実施
- 地域の支え合いでは実施が困難な日常生活に関する課題に対応する施策の検討（家財整理等）《**新規**》〈再掲〉
- 防火安全指導の実施と住宅用防災機器等の普及・啓発
- 民間団体と連携した防火・防災対策
- サービス付き高齢者向け住宅や有料老人ホームに対する適切なサービス提供のための指導
- 養護老人ホーム及び軽費老人ホームの運営や取組等への支援

2 介護サービス等の充実

（1）介護サービスの充実

- 「介護離職ゼロ」の実現に向けた、介護サービス基盤（（地域密着型）特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）、認知症対応型共同生活介護、（地域密着型）特定施設入居者生活介護、小規模多機能型居宅介護等）の充実
- 中・重度者の在宅生活を支えるサービス（小規模多機能型居宅介護等）への担い手の誘導に向けた、地域密着型通所介護（小規模デイサービス）の供給量を調整する仕組みの導入《**新規**》
- 地域密着型サービスの運営に係る地域住民との連携
- 高齢者と障害児者が同一の事業所でサービスが受けやすくなる共生型サービスの設置《**新規**》
- 介護サービスの拠点としての特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）や介護老人保健施設の充実

- 用地確保の困難化に対応した新たな特別養護老人ホームの整備促進策の推進（市街化調整区域における整備，地域密着型特養のユニット定員の緩和）
- 特別養護老人ホームの個室・ユニットケアの推進
- 特別養護老人ホーム入所指針の適切な運用
- できるだけ在宅での暮らしが継続できるよう定期巡回・随時対応型訪問介護看護等の24時間対応型の在宅サービスの設置を促進
- 介護療養型医療施設の転換支援
- 地域分析に基づく必要な介護サービス量の見込みの検討及びサービス供給量の確保

【数値目標】主な施設・居住系サービスの整備等目標数 (人分)

目標指標	平成29年度 (見込み)	平成30年度	平成31年度	平成32年度
特別養護老人ホーム (介護老人福祉施設)	6,107	6,296	6,532	6,717
認知症高齢者グループ ホーム(認知症対応型共 同生活介護)	2,247	2,310	2,373	2,445
介護専用型特定施設	1,599	1,808	2,016	2,224

《主要項目の解説》

「介護離職ゼロ」の実現に向けた、介護サービス基盤（（地域密着型）特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）、認知症対応型共同生活介護、（地域密着型）特定施設入居者生活介護、小規模多機能型居宅介護等）の充実

政府は「一億総活躍社会」に向けた「ニッポン一億総活躍プラン」（平成28年6月2日閣議決定）において、実現すべき目的である「新三本の矢」のうち、「安心につながる社会保障」の取組として「介護離職ゼロ（仕事と介護の両立ができず介護のために離職する人をなくす）」の実現を推進するとしています。同プランにおいては、2020年代初頭までに全国で約12万人分のサービス基盤を上乗せ整備することとされ、本市においても、23ページの整備等目標数において必要量を見込んでいます。

(2) 介護保険事業の円滑な運営

- 自立支援，介護予防の理念を踏まえた介護保険制度の仕組みに対する市民の理解の普及・啓発の促進 **《充実》**
- 認定調査員による認定調査と認定審査会における要支援・要介護認定の適正な実施
- 多職種連携によるケアマネジメント支援の充実 **《充実》** <再掲>
- 介護サービス事業者の適正な指定，指導監督の実施
- 地域において開催される介護サービス事業者が参画する会議を通じた介護サービス事業者及び関係機関との連携
- 給付適正化事業（介護保険給付費明細通知の送付，医療情報との突合・給付実績の縦覧点検等）の実施

- 介護サービスの普及・啓発の推進
- 介護保険料の確実な徴収
- 低所得者に対する介護保険料や利用料等に係る国制度に基づく支援

【数値目標】

目標指標	平成29年度 (9月末)	平成32年度
指定市町村事務受託法人の認定調査員に占める認定調査員現任研修修了者の比率	53%	70%*

※ 指定市町村事務受託法人に所属する認定調査員の現任研修修了者の平成29年度における比率は、法人によって30%台から70%台までばらつきがあることから、第7期中は、全体的な底上げを図るため、全法人が70%を超えることを目指す。

(3) 保健福祉サービスの充実

- あんしんネット119（緊急通報システム）等の在宅福祉サービスの推進
- ごみ収集福祉サービス（まごころ収集）の実施
- 高齢外国籍市民への支援
- 介護のための離職をせずに働き続けられる環境づくり（介護休業・介護休暇等を利用しやすい職場づくり，仕事と介護の両立に関する情報提供等）《新規》
- ダブルケアなどの複合的な課題を抱えた方も含めた家族介護者支援の推進
- 福祉避難所の設置促進

3 介護・福祉に従事する担い手の確保・定着及び育成

(1) 介護・福祉に従事する担い手の確保・定着及び育成

- 京都市老人福祉施設協議会，京都地域密着型サービス事業所協議会及び京都府介護老人保健施設協会との連携による担い手確保の取組の検討（法人を超えた人事交流，ICT・介護ロボットの普及促進，高齢者が働き続けられる仕組みづくり，外国人労働者の受入れ等）《新規》
- 介護職場の魅力発信に係る取組や，京都府，大学等との連携による福祉の担い手確保の推進
- 「京（みやこ）福祉の研修情報ネット」の運用によるだれもが受講しやすい研修の受講環境の構築と，潜在的有資格者の掘り起こし
- 地域包括ケアを担う介護・福祉職員の段階的キャリアアップのための研修の実施

《主要項目の解説》

京都市老人福祉施設協議会，京都地域密着型サービス事業所協議会及び京都府介護老人保健施設協会との連携による担い手確保の取組の検討（法人を超えた人事交流，ICT・介護ロボットの普及促進，高齢者が働き続けられる仕組みづくり，外国人労働者の受入れ等）

担い手確保に向け，例えば，介護技術の相互研鑽，法人を超えた人的ネットワークの構築等に資する人事交流，従事者の負担軽減に資するICT・介護ロボットの導入，希望に応じた定年延長等による高齢者が働き続けられる仕組みづくり，外国人労働者の受け入れ体制整備等の取組について，関係団体と連携して検討を進めます。

(2) 介護サービスの質的向上

- 事業者への助言や施設内外での研修の計画的な実施の促進など介護保険施設におけるサービスの質の向上への支援
- 介護サービス従事者に対する認知症ケア技術の向上研修をはじめとした各種研修の実施
- リハビリテーション専門職による自立支援に向けたサービス事業者への技術支援 **《新規》**
- 施設・事業所における虐待の防止の徹底
- 介護福祉士等によるたん吸引等の実施のための取組支援
- 介護サービスに関する苦情・相談への的確な対応
- 介護相談員派遣事業の充実
- 介護サービス事業者に関する第三者評価の推進

【重点取組4】切れ目ない医療・介護・生活支援サービスの提供体制の強化

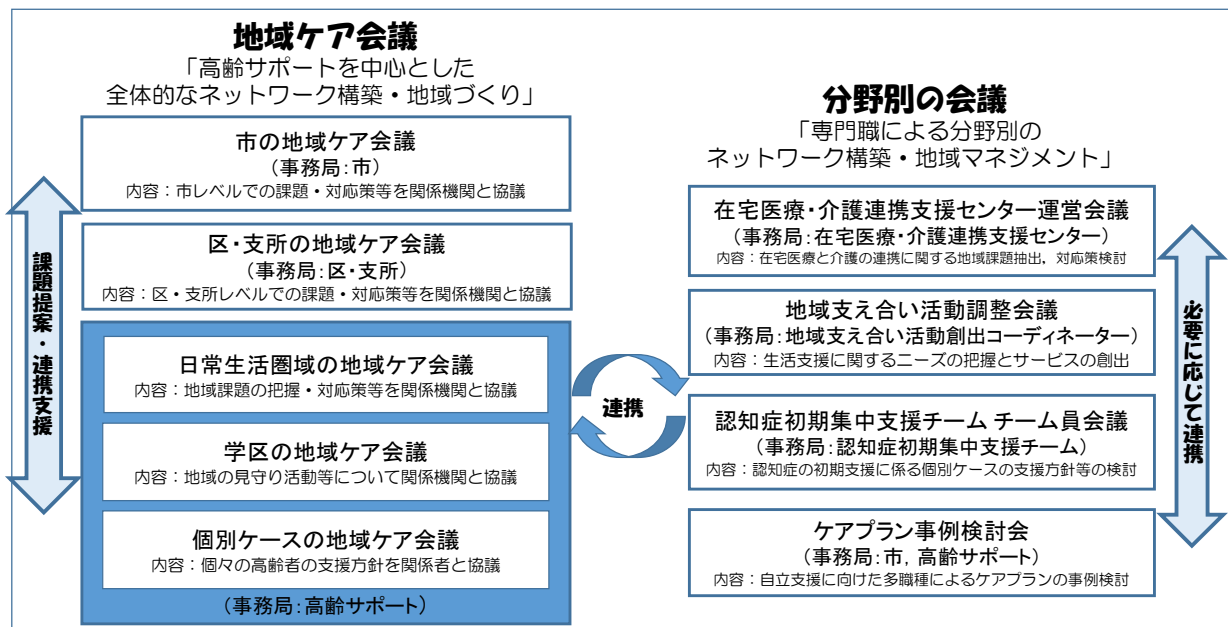
《主な施策・事業》

1 地域での支援ネットワークの強化

(1) 地域ケア会議の充実

- 市域，区域，日常生活圏域，学区域，個別の各層における地域ケア会議の推進
- 医療と介護をはじめとする多職種での地域ケア会議への参画による多職種協働の推進
- 地域支え合い活動調整会議との連携
- 認知症高齢者への対応や生活支援サービスなどに関する地域課題の把握と対応

■ 地域での支援ネットワークの強化に向けた取組



(2) 高齢サポートの機能の充実

- 高齢サポートの機能の充実及び運営の質の維持・向上
- 高齢や障害などの複合化したニーズへの相談対応，関係機関との連携強化に向けた，障害者施策等に関する研修会や情報交換等の実施 **《新規》**

- 高齢者人口の増加等に対応した高齢サポートの運営体制の強化
- 高齢サポートの情報発信の推進
- 高齢サポートの適切な運営及び評価の実施

【数値目標】

目標指標	平成29年度 (9月末)	平成32年度
高齢サポートを認知している人の割合	54.2%※	上昇

※ 平成28年度すこやかアンケート（高齢者調査）に基づく。

2 医療と介護の連携強化

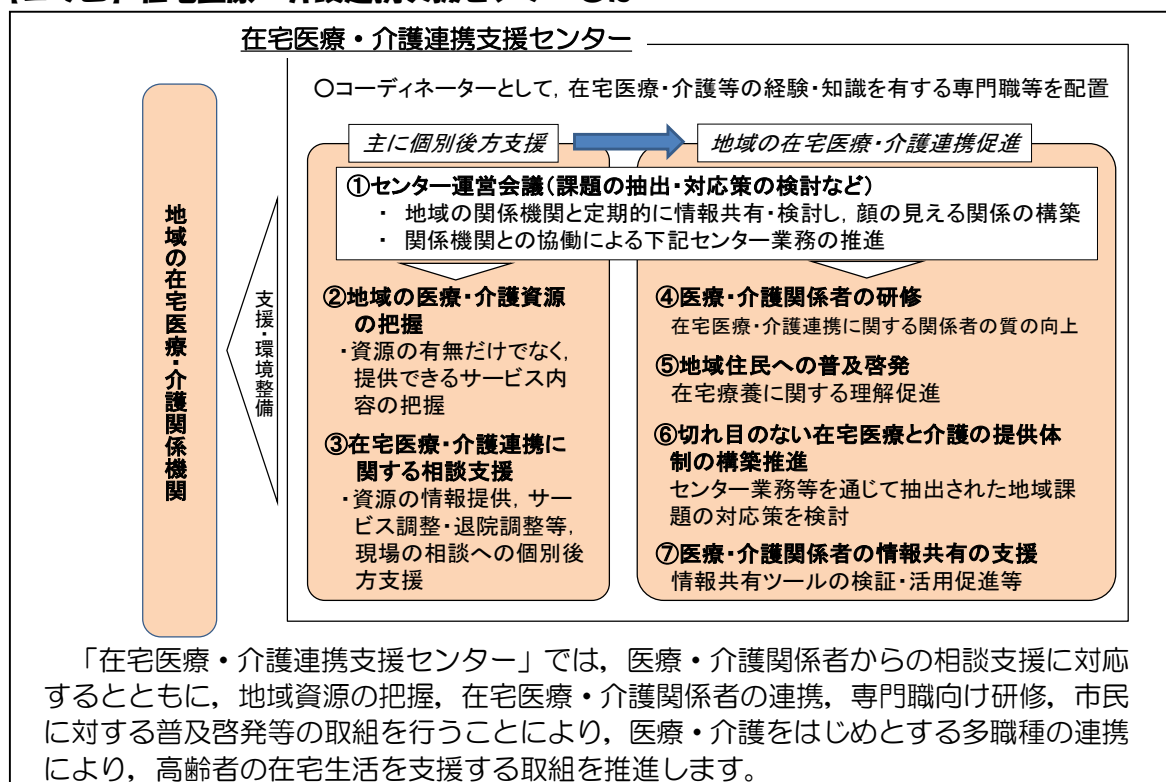
- 在宅医療・介護連携支援センターの活動を通じた在宅医療・介護連携の推進《**充実**》
- 医療と介護をはじめとする多職種の地域ケア会議への参画による多職種協働の推進<再掲>
- 看取り対策を含む在宅療養支援の推進
- 在宅療養あんしん病院登録システムの推進
- 認知症医療体制の整備《**充実**》<再掲>
- 在宅医療に必要な訪問系サービスをはじめとした介護サービス等の供給量の見込みの検討と必要なサービス供給量の確保《**新規**》

【数値目標】

目標指標	平成29年度 (9月末)	平成32年度
在宅医療・介護連携支援センター設置数	0箇所	全市展開※

※ 平成30年度以降できるだけ早期の全市展開を目指す。

【コラム】在宅医療・介護連携支援センターとは？



第6章 介護サービス量の推計

1 第1号被保険者数の推計

平成32年度までの各年度及び平成37年度における第1号被保険者数について、住民基本台帳の推移から推計を行いました。

その結果、第1号被保険者数は、平成32年度には393,893人、平成37年度には388,906人となる見込みです。

■ 第1号被保険者数の推計 (人)

	30年度	31年度	32年度	37年度
第1号被保険者数	393,002人	393,653人	393,893人	388,906人
65～74歳	191,335人	186,441人	186,049人	149,056人
75歳以上	201,667人	207,212人	207,844人	239,850人
75歳以上比率	51.3%	52.6%	52.8%	61.7%

2 要支援・要介護認定者数の推計

平成32年度までの各年度及び平成37年度における要支援・要介護認定者数について、第6期プラン計画期間中の認定率の動向をもとに、次の表のとおり推計しました。

その結果、要支援・要介護認定者数は、平成32年度には92,048人、平成37年度には102,041人となる見込みです。

■ 要支援・要介護認定者数及び認定率の推計 (人)

	30年度	31年度	32年度	37年度
第1号被保険者数	393,002	393,653	393,893	388,906
認定者数	88,254	90,342	92,048	102,041
要支援1	10,494	10,701	10,850	11,811
要支援2	13,316	13,595	13,815	15,218
要介護1	15,475	15,819	16,100	17,769
要介護2	18,650	19,083	19,451	21,505
要介護3	12,766	13,123	13,420	15,034
要介護4	9,986	10,266	10,503	11,872
要介護5	7,567	7,755	7,909	8,832
うち、 第1号被保険者数	86,840	88,900	90,582	100,526
認定率(%)	22.10	22.58	23.00	25.85

3 施設・居住系サービスの利用者数の推計及び整備等目標数の設定

平成32年度までの各年度における施設・居住系の各サービスの利用者数について、以下の表のとおり推計を行いました。

推計に当たっては、第6期プランまでの推計方法の基本的な考え方を踏襲（※）しつつ、すこやかアンケート等の調査結果等を考慮しました。

この結果、施設・居住系サービスの利用者数は、平成32年度には17,840人となる見込みです。

※ 施設・居住系サービスにおいて主に想定される利用者の要介護度（例えば、介護老人福祉施設の場合、要介護3～5）の認定者数に対する割合が、第6期計画期間中の給付実績等と概ね同水準になるように推計

■ 施設・居住系サービスの利用者数の推計 (人)

	サービス種別	30年度	31年度	32年度
施設サービス	① 介護老人福祉施設	6,215	6,385	6,526
	② 介護老人保健施設	4,047	4,147	4,232
	（うち介護老人保健施設(従来型)）	3,918	4,018	4,103
	（うち介護療養型老人保健施設）	129	129	129
	③ 介護療養型医療施設	2,106	2,106	2,106
	④ 介護医療院 ※	—	—	—
	小 計 (① ~ ④)	12,368	12,638	12,864
居住系サービス	⑤ 認知症対応型共同生活介護 （認知症高齢者グループホーム）	2,199	2,254	2,301
	⑥ 特定施設入居者生活介護 （介護専用型特定施設）	1,694	1,735	1,769
	⑦ 特定施設入居者生活介護 （混合型特定施設）	906	906	906
	小 計 (⑤ ~ ⑦)	4,799	4,895	4,976
	合 計	17,167	17,533	17,840

※ 第7期介護保険事業計画において定めるサービス見込量については、国において、地域医療構想における、慢性期機能から介護施設・在宅医療等への転換を含めた追加的需要を踏まえることとされており、「療養病床に対する転換意向調査（京都府実施）」の結果等を踏まえ、京都府と協議のうえ、今後、「介護医療院（平成30年度から新設）」等の推計に反映する予定

整備等目標数については、サービス種別ごとに、推計を行った利用者が利用可能となるよう、必要量を見込むとともに、一部サービスは「介護離職ゼロ」の実現に向けた必要量を上乗せして23ページの表のとおり設定しています。

■ 施設・居住系サービス事業所の整備等目標数 (人分)

		30年度	31年度	32年度
施設サービス	①介護老人福祉施設	6,296	6,532	6,717
	②介護老人保健施設	4,371	4,371	4,371
	(うち介護老人保健施設(従来型))	(4,212)	(4,212)	(4,212)
	(うち介護療養型老人保健施設)	(159)	(159)	(159)
	③介護療養型医療施設	2,642	2,642	2,642
	④介護医療院	—	—	—
居住系サービス	⑤認知症高齢者グループホーム	2,310	2,373	2,445
	⑥介護専用型特定施設	1,808	2,016	2,224
	⑦混合型特定施設	1,581	1,581	1,581

■ 「介護離職ゼロ」の実現に向けたサービス必要量(再掲) (人分)

	第7期計画期間(30~32年度)中	
	うち「介護離職ゼロ」分	整備等目標数
①介護老人福祉施設	191	610
⑤認知症高齢者グループホーム	144	198
⑥介護専用型特定施設	455	625

4 居宅系サービスの利用量の推計

居宅系サービスの利用対象者数は、要支援・要介護認定者数から、施設サービス利用者数及び居住系サービス利用者数を差し引いた数値としています。

■ 居宅系サービス利用対象者数の見込み (人)

	30年度	31年度	32年度
①要支援・要介護認定者数	88,254	90,342	92,048
②施設サービス利用者数	12,368	12,638	12,864
③居住系サービス利用者数	4,799	4,895	4,976
④居宅系サービス利用対象者数 【①-(②+③)】	71,087	72,809	74,208

各居宅系サービスの利用量について、基本的には、平成30年度以降の各サービスの利用割合(推計)を実績から算出し、それらを利用対象者数に乗じて、24ページの表のとおり推計しました。

なお、改正介護保険法(平成30年4月施行)における、一定の条件に該当する場合に事業所指定を拒否できるサービスへの「地域密着型通所介護」の追加を受け、本市でもこの仕組みを導入し、サービスの担い手の誘導を図り、「小規模多機能型居宅介護」、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」及び「看護小規模多機能型居宅介護(複合型サービス)」の一層の普及を進めることを前提に、推計を行っています。

■ 各居宅系サービスの利用量（推計）

			30年度	31年度	32年度
介護給付	居宅サービス	訪問介護	3,577,392回	3,640,992回	3,679,517回
		訪問入浴介護	56,956回	57,704回	58,291回
		訪問看護	727,518回	818,910回	911,873回
		訪問リハビリテーション	333,256回	342,408回	350,221回
		居宅療養管理指導	142,500人	157,860人	173,148人
		通所介護	1,737,536回	1,803,432回	1,863,654回
		通所リハビリテーション	471,594回	473,579回	476,090回
		短期入所生活介護	380,670日	393,502日	401,714日
		短期入所療養介護	73,186日	75,353日	77,054日
		福祉用具貸与	318,300人	325,968人	332,184人
		特定福祉用具販売	6,468人	6,816人	7,056人
		住宅改修	5,040人	5,124人	5,196人
		居宅介護支援	478,332人	505,020人	529,176人
		地域密着型サービス	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	8,184人	9,204人
夜間対応型訪問介護	14,628人		16,344人	17,916人	
認知症対応型通所介護	70,103回		71,462回	72,092回	
小規模多機能型居宅介護	18,792人		19,848人	20,784人	
看護小規模多機能型居宅介護	1,500人		1,632人	1,740人	
地域密着型通所介護	375,821回		403,760回	433,066回	
予防給付	介護予防サービス	介護予防訪問入浴介護	26回	26回	26回
		介護予防訪問看護	55,747回	67,733回	80,238回
		介護予防訪問リハビリテーション	28,658回	32,988回	37,098回
		介護予防居宅療養管理指導	6,048人	6,792人	7,656人
		介護予防通所リハビリテーション	11,292人	12,228人	13,140人
		介護予防短期入所生活介護	2,916日	3,053日	3,118日
		介護予防短期入所療養介護	168日	187日	204日
		介護予防福祉用具貸与	72,624人	74,136人	75,312人
		特定介護予防福祉用具販売	2,424人	2,616人	2,820人
		介護予防住宅改修	3,372人	3,444人	3,504人
		介護予防支援	131,532人	134,268人	136,344人
		地域密着型介護予防サービス	介護予防認知症対応型通所介護	154回	154回
	介護予防小規模多機能型居宅介護	876人	936人	996人	

※1 1年間の利用量

※2 「介護予防訪問介護」及び「介護予防通所介護」は、平成29年度中に予防給付から地域支援事業（介護予防・日常生活支援総合事業）へ移行

5 地域支援事業の事業量の見込み

(1) 介護予防・日常生活支援総合事業における事業量の見込み

各年度における総合事業の種類ごとの事業量について、第6期プラン計画期間中の実績を考慮したうえで、地域のニーズや資源等の地域の実情を踏まえ、以下のとおり見込みました。

① 介護予防・生活支援サービス事業

平成29年度の実績や過去の介護予防訪問介護、通所介護の利用状況、総合事業開始に伴い新設したサービス*の今後の利用促進を踏まえ、以下のとおり見込みました。

(人)

サービス種別		30年度	31年度	32年度
訪問型サービス	介護型ヘルプサービス	3,631	3,440	3,185
	生活支援型ヘルプサービス ※	2,294	2,102	1,911
	支え合い型ヘルプサービス ※	446	828	1,274
通所型サービス	介護予防型デイサービス	6,382	6,350	6,295
	短時間型デイサービス ※	496	747	1,023
	短期集中運動型デイサービス ※	213	374	551
介護予防ケアマネジメント		9,249	9,544	9,848

② 一般介護予防事業

全高齢者を対象に、介護予防の普及・啓発や、地域における自主的な介護予防の取組への支援を行うとともに、以下のとおり身近な「通いの場（健康長寿サロン等）」の充実を図ります。

(箇所)

	30年度	31年度	32年度
「通いの場」の箇所数(累計)	870	910	950

(2) 包括的支援事業における事業量の見込み

被保険者の自立した日常生活の支援、要介護状態等の予防又は軽減若しくは悪化の防止、介護給付等に要する費用の適正化等に向け、主に以下の事業を実施します。事業量については、第6期プラン計画期間中の実績を考慮したうえで、主な事業について、以下のとおり見込みました。

① 在宅医療・介護連携推進事業

平成30年度以降できるだけ速やかに全市展開できるよう取組を進めます。

(箇所)

	30年度	31年度	32年度
在宅医療・介護連携支援センターの設置数	6	全市展開	全市展開

② 生活支援体制整備事業

地域の住民団体、ボランティア団体や民間企業等の多様な主体が生活支援サービスを提供することで、高齢者の多様な生活支援ニーズに応える体制づくりを推進するため、引き続き関係者のネットワーク構築、担い手の養成及び生活支援サービスの創出等が図られるよう、以下のとおり見込みました。

	30年度	31年度	32年度
地域支え合い活動入門講座修了者数(累計)	750人	900人	1,050人
地域支え合い活動調整会議実施回数(累計)	378回	560回	742回

③ 認知症総合支援事業

認知症初期集中支援チームについては、平成30年度以降できるだけ速やかに全市展開できるよう取組を進めます。

また、認知症サポート医養成者数及び認知症サポーター養成者数については、認知症施策推進総合戦略(新オレンジプラン)の新たな数値目標や過去の養成者数の推移を踏まえて、以下のとおり見込みました。

	30年度	31年度	32年度
認知症初期集中支援チーム設置数	6箇所	全市展開	全市展開
認知症サポート医養成者数(累計)	74人	87人	100人
認知症サポーター養成者数(累計)	118,000人	131,000人	144,000人

④ 介護給付等費用適正化事業

国が示す給付適正化の主要5事業である認定調査状況チェック、ケアプランの点検、住宅改修等の点検、医療情報との突合・給付実績との縦覧点検及び介護保険給付費明細通知の送付を引き続き実施します。事業量については、過去の実績や点検対象の居宅介護支援事業所、高齢サポートの介護支援専門員等の人数を踏まえて、以下のとおり見込みました。

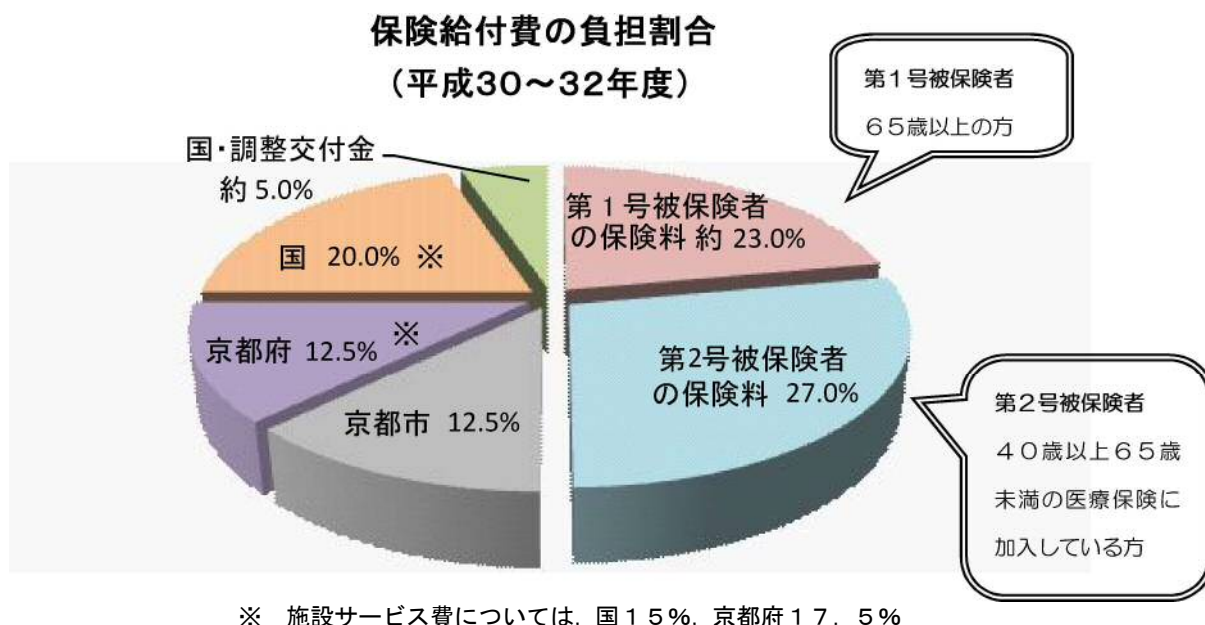
	30年度	31年度	32年度
認定調査員現任研修受講者数	640人	640人	640人
委託先が実施する認定調査への同行回数	40回	40回	40回
点検を行ったケアプラン数	280件	280件	280件
医療情報の突合件数	14,150件	14,150件	14,150件
給付実績の縦覧点検件数	18,280件	18,280件	18,280件

《参考》 第1号被保険者の介護保険料

1 第1号被保険者の介護保険料の負担の仕組み

介護保険制度は，国，地方自治体，40歳以上の市民のそれぞれの負担によって，社会全体で高齢者の介護を支える社会保険制度であり，第7期プラン計画期間（平成30～32年度）は，保険給付費のうち第1号被保険者（65歳以上の方）の負担割合が約23%（第6期：約22%），第2号被保険者（40歳以上65歳未満の医療保険に加入している方）の負担割合が27%（第6期：28%）となる予定です。

第1号被保険者の介護保険料（以下「保険料」という。）は，市民に提供される総サービス量に基づき算定しているため，介護サービスが充実し，サービス利用が多い市町村ほど保険料が高く設定されることとなります。



2 本市における保険給付費の状況及び第7期プランでの見込み

保険料算定の基礎となる第7期プラン計画期間中の保険給付費・地域支援事業費（第6章で見込んだ各サービスを利用させていただくために必要な費用）については，現時点では未確定な要素（介護報酬改定等）が多く，正確に算定できませんが，4，166億円程度となる見込みです。

	第7期計画(見込み)	第6期計画
保険給付費	3,961億円程度	3,670億円
地域支援事業費	205億円程度	131億円
合計	4,166億円程度 (第6期比9.6%程度上昇)	3,801億円

3 第1号被保険者の保険料

第7期の保険料基準額は、次の方法により算定します。

$$\left(\begin{array}{l} \text{保険給付費} \times \text{約} 23\% \text{ ※1} \\ + \text{地域支援事業費} \times 23\% \\ + \text{財政安定化基金拠出金} \\ - \text{介護給付費準備基金(積立金)取崩額} \end{array} \right) \div \text{補正後被保険者数} \div 12 \text{月} \text{ ※2}$$

※1 第1号被保険者の所得分布や75歳以上の後期高齢者の割合によって国の調整交付金が異なることから、第1号被保険者の負担割合は市町村ごとに異なります。標準的な市町村では23%となります。

※2 事業運営期間における各所得段階ごとの第1号被保険者数の見込数に、各段階の基準額に対する割合を乗じて得た額を合計した数

第7期保険料については、保険給付費に対する第1号被保険者及び第2号被保険者それぞれの負担割合が見直される予定であり、また、今後国で予定されている介護報酬改定等の影響により、変動が見込まれるため、現時点で具体的な算定を行うことはできません。

本市の第6期保険料は以下のとおり設定しましたが、今後の国の動向に留意しつつ、これらの影響を踏まえ、第7期保険料の設定を行っていく必要があります。

【参考】第6期の第1号被保険者の保険料

所得段階区分		保険料率	保険料年額(月額)		
第1段階	●本人が生活保護を受給している場合 ●本人が老齢福祉年金を受給し、本人及びすべての世帯員が市民税非課税である場合	基準額×0.45	32,832円(2,736円)		
第2段階	●本人及びすべての世帯員が市民税非課税の場合(本人が単身の場合を含む。)	本人の前年中の課税年金収入額と前年の合計所得金額の合計額	80万円以下		
第3段階			80万円超 120万円以下		
第4段階			120万円超		
第5段階	●本人が市民税非課税で、世帯員の中に市民税(減免前)課税者がいる場合	80万円以下	基準額×0.9	65,664円(5,472円)	
第6段階	●本人が市民税(減免前)課税の場合	本人の前年の合計所得金額	80万円超	基準額	72,960円(6,080円)
第7段階			125万円以下	基準額×1.1	80,256円(6,688円)
第8段階			125万円超 190万円未満	基準額×1.35	98,496円(8,208円)
第9段階			190万円以上 400万円未満	基準額×1.6	116,736円(9,728円)
第10段階			400万円以上 700万円未満	基準額×1.85	134,976円(11,248円)
第11段階	700万円以上 1,000万円未満	基準額×2.1	153,216円(12,768円)		
		1,000万円以上	基準額×2.35	171,456円(14,288円)	

市民の皆様への御意見・御提言を大募集！

本市では「第7期京都市民長寿すこやかプラン（案）（京都市高齢者保健福祉計画／京都市介護保険事業計画）中間報告」について、市民の皆様からの御意見・御提言を募集しています。

【募集期間】

平成29年12月14日（木）～平成30年1月22日（月）必着

【応募方法】

郵送，持参，FAX，電子メールまたはホームページの御意見募集フォーム

※ 様式は自由ですが，必要に応じて裏面の記入用紙を御利用下さい。

※ 持参の場合は，下記提出先の開庁時間中（平日午前8時45分から午後5時30分）に御提出いただきますようお願いいたします。

【提出先・問合せ先】

京都市 保健福祉局 健康長寿のまち・京都推進室 介護ケア推進課（管理担当）
〒604-8171 京都市中京区烏丸通御池下る虎屋町566番地の1
井門明治安田生命ビル2階

電話：075-213-5871

FAX：075-213-5801

メール：kaigohoken@city.kyoto.lg.jp

募集終了後に、お寄せいただいた御意見・御提言を集約し、京都市高齢者施策推進協議会において報告、協議するとともに、御意見・御提言に対する本市の考え方をとりまとめ、ホームページで公表いたします。御意見・御提言に対する個別の回答はいたしませんので、御了承ください。

なお、この意見募集により収集した個人情報につきましては、「京都市個人情報保護条例」に基づき適切に取り扱い、他の目的に利用することは一切ありません。

